

# Tax Update

April 2014

## 内容

法人所得税 (CIT)	2
付加価値税 (VAT)	2
外国契約者税 (FCT)	3



**EY**

Building a better  
working world

## 要点

- ▶ 株式で支払われた配当については、法人所得税の課税対象となりません。
- ▶ 経済区域に支店を開設する新規投資プロジェクトについては、Decree 218/2013/ND-CP に基づく優遇措置を受けられます（条件付）。
- ▶ ベトナム企業が元請契約者と下請契約者のそれぞれの契約額の差額について、その作業内容を具体的に説明できない場合は、その差額は損金として認められません。

## 要点

- ▶ 購入者が販売促進用の商品に対する売上VATのインボイスを受け取る場合、仕入VATとして申告もしくは売上VATから控除することは出来ません。

## 法人所得税 (“CIT”)

### 配当所得について

2014年3月17日付の Official Letter 857/TCT-CS によりますと、株式で支払われた配当については、法人所得税の課税対象となりません。ただし、この株式を売却する場合には、課税対象取引となり、法人所得税を支払う必要があります。その際の売却原価は、株式を配当として取得した際の価額となります。

### 法人所得税の優遇措置について

2014年3月10日付の Official Letter 733/TCT-CS によりますと、首相の決定により認められた経済区域に支店を開設する新規投資プロジェクト案件については、Decree 218/2013/ND-CP に基づく優遇措置を受けることができます。

### 外国企業との契約に関する損金不算入費用

2014年3月11日付の Official Letter 756/TCT-CS によりますと、ベトナム企業が業務を依頼した外国の元請契約者との契約額から、その下請契約者の契約額を控除した後の残額について、その作業内容を具体的に説明できない場合、その残額は損金として認められません。

## 付加価値税 (“VAT”)

### 販売促進用商品に関する付加価値税の控除について

2014年3月10日付の Official Letter 717/TCT-CS によりますと、販売促進の為に販売者が購入者に譲渡した物品について VAT インボイスを発行したが、購入者がその物品に対する VAT を支払っていない場合には、購入者はその購入に対する VAT を仕入 VAT として申告もしくは売上 VAT から控除することは出来ません。

## 外国契約者税 (“FCT”)

### 要点

- ▶ Import on the spot取引における輸入品に関して既に輸入時にVATを申告・納税した場合、FCTに含まれるVATは支払う必要はありません。
- ▶ 外国契約者の課税対象額には契約を解除した作業に関する金額は含まれません。
- ▶ 元請契約者の課税所得には、下請契約者に依頼した下請業務分は含まれません。（条件付）
- ▶ 外国契約者の課税対象額には、外国人労働者に関して支払った各種費用と個人所得税が含まれています。

### Import on the spot 取引の輸入品に対する付加価値税について

2014年3月24日付の Official Letter 951/TCT-CS によりますと、Import on the spot 取引（物品がベトナム国内の2社間で直接輸送されるものの、商流としては一度海外の企業を経由する取引）における輸入品について、FCTに含まれるVAT部分について既に輸入時にVATを納めている場合、再度納税をする必要はないとしています。この場合は、納税者は既にVATを納税済みであることを証明する書類を提出する必要があります。

### 外国契約者との契約の解除について

2014年3月10日付の Official Letter 715/TCT-CS によりますと、ベトナム企業と外国契約者が、既に締結済みの契約の一部を解除する為に覚書を結んだ場合は、外国契約者の課税対象額には、解除した作業に関する部分は含まれません。

### 課税所得の控除について

2014年3月12日付の Official Letter 764/TCT-KK によりますと、ハイブリッド法を採用している外国契約者の課税対象額については、海外の下請契約者又はベトナムの下請契約者に依頼した作業に対する部分については含まれないとしています。

### 外国契約者の課税所得について

2014年3月13日付の Official Letter 812/TCT-TNCN によりますと、外国契約者の課税対象額には、その契約に従い業務を提供している外国人のためにベトナム企業が代わりに支払った保険料、救急搬送費、住居費、ビザ発行手数料及び個人所得税も含まれるとしています。

## Contact

For more information on this Tax Update or our Tax & Advisory Services of EY Vietnam, please contact:

### Hanoi Office

**Huong Vu** Partner  
huong.vu@vn.ey.com

**Trang Pham** Partner  
trang.pham@vn.ey.com

**Thanh Trung Nguyen** Director  
thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

**The Gia Tran** Director  
the.gia.tran@vn.ey.com

### *Japanese Business Service*

**Yukihiro Sato** Manager  
yukihiro.sato@vn.ey.com

### *Korean Business Service*

**Kyung Hoon Han** Manager  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

### Ho Chi Minh Office

**Christopher Butler** Partner  
christopher.butler@vn.ey.com

**Nhung Tran** Partner  
nhung.tran@vn.ey.com

**Nitin Jain** Partner  
nitin.jain@vn.ey.com

**Thinh Xuan Than** Director  
thinh.xuan.than@vn.ey.com

**Thy Thi Anh Huynh** Director  
thy.anh.huynh@vn.ey.com

### *Japanese Business Service*

**Takahisa Onose** Director  
takahisa.onose@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2014 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

APAC No. 160000xx  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com](http://ey.com)